

## 石川工業高等専門学校技術振興交流会会則

(名称)

第1条 本会は、石川工業高等専門学校技術振興交流会という。

(目的)

第2条 本会は、石川工業高等専門学校（以下「石川高専」という。）の教育研究に協力するとともに、会員相互並びに石川高専との連携・交流を深めて産業技術の振興を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 技術及び実務に関する交流会・講演会の開催
- (2) 産学連携による技術開発の推進
- (3) 石川高専の教育・研究の充実及び発展に関する事業
- (4) 本会の振興発展に係る功労者の表彰
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織及び会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する一般会員及び特別会員で組織する。

- 2 一般会員は、企業及び個人を会員とする。
- 3 特別会員は、本会が特に認める官公署及び法人団体を会員とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 若干名

(役員を選出)

第6条 会長、理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 副会長は、理事の中から会長が指名する。
- 3 幹事は、石川高専から選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長が必要と認めた事項を審議し、本会の運営にあたる。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 幹事は、本会の事業が円滑に運営されるよう協力する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、議長となる。

(総会)

第10条 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画並びに予算決算
  - (2) 役員を選出
  - (3) 会則の改正
  - (4) その他、本会運営上の重要事項
- 2 総会は、年1回開催することを原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
  - 3 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。
  - 4 前項の総会における委任状の提出は、電磁的方法も可能とする。

5 特別会員は、議決権を有しない。

(役員会)

第11条 役員会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業の企画運営及び総会に提出する議案

(2) その他、会務遂行上必要と認められる事項

2 役員会は、会長が必要に応じて開催する。ただし、開催が困難である場合は、文書によって協議することができる。

(事務局)

第12条 本会に事務局を置き、第11条第1項各号に係る事務を処理する。

2 事務局は、総会の総意に基づき会長が統括する。

(運営費)

第13条 本会の運営費は、年会費及び寄附金等をもって充てる。

2 年会費は一般会員のうち企業会員については一口1万円、個人会員については一口5千円とし、企業会員は二口以上、個人会員は一口以上の会費を負担するものとする。

3 特別会員及び幹事は、会費を負担しない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

附則

この会則は、平成14年2月6日から施行する。

附則

この会則は、平成20年8月28日から施行する。

附則

この会則は、平成22年8月24日から施行する。

附則

この会則は、平成24年9月4日から施行する。

附則

この会則は、平成30年8月31日から施行する。

附則

この会則は、令和元年8月30日から施行する。